

## 2 a 未満の農業用施設等の設置について

農地に農業用施設を設置する場合は、原則として農地転用の許可が必要ですが、次のいずれかの要件に該当するときは、農地法施行規則第29条第1号の規定により農業委員会への届出となります。

### 農地法施行規則第29条第1号の要件

- (1) 耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業にする他の農地の保全又は利用の増進のための農業用施設に供する場合

※ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設が該当する。

- (2) 耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農産物の育成又は養畜の事業のための農業用施設に供する場合

※農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等であって、当該農業用施設の規模が2アール未満であるものが該当する。この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であっても、事業に必要不可欠なものであり、その規模が2アール未満であれば含まれる。

### 届出の必要書類

- (1) 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書
- (2) 位置図（住宅地図の写し等）
- (3) 土地登記事項証明書（全部事項証明書）

※法務局で3か月以内に交付を受けたもの。原本の還付を希望する場合は、原本とそのコピーを持参する。

※登記名義人の住所・氏名に変更がある場合は、住民票、戸籍の附票など変更経緯がわかる書類を添付する。

- (4) 公図の写し
- (5) 土地利用計画図
- (6) 施設の概要図（施設の平面図・立面図等構造が分かるもの）
- (7) 土地所有者の同意書（賃借人が貸借地を転用する場合）
- (8) 地積測量図又は求積図（筆の一部を転用する場合）
- (9) 農地法以外の法令の許可申請書等の写し（他法令の許可等が必要な場合）  
※都市計画法施行規則第60条の規定に係る証明書交付申請書の写し等
- (10) 委任状（代理人が届出を行う場合。押印が必要）